社団法人計測自動制御学会定款改正(案) 準備稿 第3版

2009年7月22日 計測自動制御学会 新公益法人対応準備委員会

現(特例民法法人)社団法人計測自動制御学会 現行定款 「公益社団法人計測自動制御学会」移行認定申請用改正(案) 準備稿 第3版 昭和26年11月8日認可 昭和29年9月15日改正 昭和38年2月9日改正 昭和39年10月16日改正 昭和41年 12月3日改正 昭和43年 7月19日改正 昭和46年 6月 8日改正 昭和49年7月22日改正 昭和43年7月19日改正 昭和46年6月8日改正 昭和51年10月8日改正 昭和53年5月17日改正 昭和55年8月8日改正 昭和57年11月29日改正 平成4年11月27日改正 平成11年9月30日改正 第1章 総則 第1章 絵訓 第1条 この法人は、社団法人計測自動制御学会という。 (名称)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区本郷一丁目35番28号-303におく。

第2章 目的および事業

第4条 この法人は、計測自動制御に関する学術および技術の進歩発達をはかり、文化の 向上ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1. 会誌, 資料, 図書, その他印刷物の編集, 発行頒布
- 2. 講演会, 講習会および見学会の開催
- 3. 研究集会の開催
- 4. 計測自動制御に関する学術および技術の調査・研究
- 5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(自的)

第3条 本会は、計測、制御およぶシステムに関する学術および技術の進歩発達をはかり、 文化の向上ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

第1条 この法人は、公益社団法人計測自動制御学会(以下、「本会」という。)と称する。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1. 研究集会、講演会および教育・育成のための講習会など
 - 2. 調査・研究および資料収集
 - 3. 技術者の資格認定・付与
 - 4. 啓発・普及のための体験活動など
 - 5. 専門的な相談・助言
 - 6. 政策提言を含むキャンペーン
 - 7. 展示会の開催
 - 8. 博物館および資料館などの展示
 - 9. 学術・技術振興に関する助成
 - 10. 表彰およびコンクール
 - 11. その他の本会の目的を達するための事業
 - 2. 前項の各事業は日本全国で行う。ただし、海外学術団体との協力、連携を図る事業に ついては、海外においても行うことができる。

第3章 会員及び社員

第3章 会員

- 第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。
 - 1. 正 会 員
 - 2. 賛助会員
 - 3. 学生会員
- 4. 名誉会員 第7条 正会員は、計測自動制御に関し学識経験がある者とする。
- 第8条 替助会員は、本会の目的を替助する者とする。
- 第9条 学生会員は、在学生であって計測自動制御に関係ある課程を修めている者とする。
- 第10条 名誉会員は、計測自動制御の学術または技術に関する権威者で、かつ、本会に対し 功績顕著な者であって、総会において推薦された者とする。
- 第11条 会員は、この法人が刊行する機関誌および図書の優先的頒布を受けることができる。
- 第12条 会員は、総会において別に定める会費を毎年前納するものとする。ただし、正会員 及び学生会員は会費を分納することができる。
- 第13条 この法人の会員になろうとする者は、所定の様式による入会届をもって申込み、理 事会の承認を受けるものとする。
- 第14条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。
 - 1. 退 会
 - 2. 禁治産および準禁治産の宣告
 - 3. 死亡, 失踪, 団体の解散
 - 4. この法人の解散
 - 5. 除 名
- 第15条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。
- 第16条 会員が次の各号に該当するときは、総会において役員及び評議員の総数の3分 の2以上の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
 - (1) 会費の納期を1個年以上経過しても納めないとき
 - (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
 - (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき 2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、 除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第17条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(法人の構成員)

- 第5条 この法人に次の会員を置く。
 - (1)正会員

本会の目的に賛同するもので、社員総会において別に定める会費を納める者 (2)永年会員

正会員を別に定める期間を継続した者で、社員総会の議決によって承認された者 なお、社員総会において別に定める会費を納める者は、正会員の資格も有する。

(3)名誉会員

本会の事業に顕著な功績のあった者で、社員総会の議決によって承認された者 なお、社員総会において別に定める会費を納める者は、正会員の資格も有する。

(4)学生会員

本会の目的に賛同する在学生であって、別に定める会費を納める者

- (5)賛助会員
- 本会の目的に賛同し、その事業を援助する企業団体または個人で、別に定める **全費を納める者**
- 2. 本会の社員は、正会員の概ね50名の中から1人の割合で選出される代議員をもって 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3. 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、代議員選挙に立候補 することができる。正会員は、他の正会員と等しく代議員を選出する権利を有する。
- 4. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うための 細則は、理事会において定めるが、理事又は理事会は、代議員を選出することは できない。
- 5. 代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。 ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及 び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当 該代議員は社員たる地位を失わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任 並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。
- 6. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議 員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代 議員の任期の満了する時までとする。
- 7. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければなら ない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任する ときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以 上の代議員) につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議 員相互間の優先順位
- 8. 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議は、当該決議後2年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 9. 会員は、次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に
- 対して行使することができる。
- (1) 定款の閲覧等
- (2) 社員名簿の閲覧等
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等

- (4) 社員の代理権証明書面等の閲覧等
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等
- (6) 計算書類等の閲覧等
- (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等
- (8) 合併契約等の閲覧等
- (8) 合併契約等の閲覧等

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申 込みを行うものとする。

(経費の負担)

- 第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会費として、社員総会に おいて別に定める額を支払う義務を負う。
 - 2. 第6条の永年会員及び名誉会員は、会費の支払いが免除される。
 - 3. 既納の会費は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも 退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によって当該社 員を除名することができる。
 - (1)この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 第8条、第9条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、 その資格を喪失する。

第4章 社員総会

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

第5章 会議

- 第25条 会議は、総会及び理事会とする。
- 第26条 総会は、役員及び評議員をもって構成する。正会員は総会に出席して、議長の 許可を受け意見を述べることができる。
 - 2. 総会は、これを定時総会及び臨時総会に分ける。
- 第27条 定時総会は、毎年1回以上開催し、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催 する。
 - 2. 定時総会は、会長が招集してその議長となる。
- 第28条 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、役員及び評議員の総数の5分の1以上 からの請求があったとき、又は監事から会議の目的事項を示して請求があったときは、 これを開催しなければならない。
 - 2. 臨時総会の議長は、会議のつど出席会員の互選で定める。
- 第29条 総会の招集は、10日前までにその会議に附議すべき事項、日時及び場所等を、 評議員及び正会員に通知するものとする。
- 第30条 総会は、役員及び評議員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決する ことはできない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示したものは、 出席者とみなす。
- 第31条 総会の護事は、この定款に別段の定めがある場合を除く外、出席者の過半数で可決し、可否が同数であるときは、議長の決するところによる。
- 第32条 次の事項は、定時総会に提出してその承認を受けなければならない。
 - 1. 事業計画および収支予算
 - 2. 事業報告および収支決算
 - 3. 財産目録
 - 4. その他理事会で必要と認めた事項
- 4. ての他理事会で必要と認めた事項 第33条 総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通達する。

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

- 第12条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 不可欠特定財産の処分の承認
 - (7) その他理事会において必要と認めた事項、社員総会で決議するものとして法会で定められた事項
 - 2. 社員総会で会員の除名を決議する際は、決議の前に当該会員に弁明に機会を与えなければならない。その手続き、時期等は別に定める。

開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
 - 2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(通知)

- 第15条 社員総会の招集は、14日以前に、次の事項を記載した書面をもって通知する。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 目的たる事項
 - (3) 社員総会に出席しない社員は書面によって議決権を行使することができること
 - (4) 社員総会に出席しない社員は電磁的方法によって議決権を行使できること
 - (5) その他法令で定める事項
 - 2. 総社員の10分の1以上の請求に基づく社員総会招集の通知の発出は、社員総会招集の請求があつた日から6週間以内の日までとする
 - 3. 代表理事は書面による招集通知の発出に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第16条 定時社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。臨時社員総会の議長は、会議 のつど出席社員の互選で定める。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議

- 第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した 当該社員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) 不可欠特定財産の処分

- (6) その他法令で定められた事項
- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数 を上回る場合には、過半数の賛成得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠 に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第19条 社員は、代理人によって社員総会の議決権を行使できる。この場合においては、 当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならな
 - 2. 当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべ き事項を電磁的方法により提供することができる。

(書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使)

- 第20条 社員は、議決権行使書面に必要な事項を記述し、社員総会招集通知に記載され た期間内に本会に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した 議決権の数は出席した社員の議決権の数に参入する。
 - 2. 社員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本会に提供し、議 決権の行使ができる。電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した社員の議 決権の数に参入する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

- - 2. 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員, 評議員および職員

- 第18条 この法人には、次の役員及び評議員を置き、役員及び評議員をもって民法上の 計員とする
 - 1. 理 事 22名以上26名以内(うち会長1名, 副会長2名, 常務理事8名以上12名以内)
 - 2. 監 事 2名又は3名
 - 3. 評議員 140名以上150名以内
- 第19条 会長, 理事(会長を除く。), 監事及び評議員は, 総会で定める方法により, 正会員 の投票により、正会員から選出する。
 - 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため役員又は評議員を緊急に 選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、これを行う ことができる。この場合においては,当該理事会開催後最初に開催する総会において 承認を受けなければならない。
 - 3. 副会長及び常務理事は, 理事の互選で定める。
 - 4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第20条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

- 2. 会長は、総会及び理事会の議長となる。ただし、総会のうち臨時総会の議長は 第28条第2項に定めるところによる。
- 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が あらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4. 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事 し、総会の議決した事項を処理する。
- 第21条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるものの外、この法人の総会の権限に 属せしめられた事項以外の事務を議決し,執行する。
- 第22条 監事は、民法第59条の職務を行なう。
- 第23条 役員及び評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 2. 補欠又は増員によって就任した役員及び評議員の任期は、前項の規定にかかわらず 前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 - 3. 役員及び評議員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、 なお、その職務を行う。
 - 4. 役員及び評議員は、この法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、又は 特別の事情のある場合には、その任期中といえども理事会及び総会の構成員の3分 の2以上の議決により、これを解任することができる。
 - 5. 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の 議決を行う理事会及び総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の設置)

- 第22条 本会に、次の役員を置く
 - (1) 理事21名以上30名以内
 - (2) 外部理事3名以内 (3) 監事3名以内
 - 2. 理事のうち1名を会長、2名を副会長、15名以内を常務理事とする。
 - 3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事 理事とし、理事全員をもって同法上の業務執行理事とする。
 - 4 外部理事は 業務執行理事とはしない。
 - 5. 理事、外部理事、監事は兼務できない。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2. 理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会 にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。
 - 3. 業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員のうちの親族等の数)

- 第24条 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の 関係にある者の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても 同様とする。
 - 2. 他の同一の団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な 関係にある理事の合計数は、本会の総理事数の3分の1を超えてはならない。監事 についても同様とする

(役員の損害賠償責任、免除)

- 第25条 理事、監事は、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならな ず、その任務を怠って法人に損害を与えた場合には、本会に対し、その損害を賠償 する責任を負う
 - 2. 理事、監事の賠償責任については、理事、監事が職務を行うにつき、善意でかつ重 大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場 合には、理事会の決議により法令に定める額を限度として免除することができる。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行す
 - 2. 代表理事である会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表 し、その業務を総理する。
 - 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、理事 会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担 執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成
 - 2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務 及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとし、重任することはできない。
 - 2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとし、4年以内に限り重任することができる。
 - 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす
 - 4. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての 権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第30条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める

報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

第34条 理事会は、会長が招集しその議長となる。

理事会の招集は、あらかじめその会議に付議すべき事項、日時および場所等を記載した 書面をもって理事に通知するものとする。

第35条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除く外、理事現在数の3分の2

第36条 すべて会議には、議事録を作成し議長および出席者代表2名以上が署名なつ印の上

以上出席し、その出席理事の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長の決するところによる。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示したものは、

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事及び外部理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4)その他社員総会において理事会に委任された職務

(招集)

第33条 理事会は代表理事が招集するものとする。

(開催数、議長)

第34条 理事会は毎年6回以上開催する。

- 2. 監事から代表理事に招集の請求があったときは、開催しなければならない。
- 3. 理事会の議長は、代表理事が務める。代表理事が欠席したときの議長の選出方法は、別に定める。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数以上が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した ときは、当該事項を理事会の報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第3条 この法人は、理事会の議決をもって必要の地に支部をおくことができる。

- 第24条 この法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議を経て専門委員会 および部会を置くことができる。
 - 1. 専門委員会は、会長の委嘱した専門委員若干名により構成し、理事会より依託された研究、調査、事業などに関する課題につき審議する。
 - 2. 部会は、理事会の議決を経た特定の専門分野についての会員相互の知識交換のため、研究集会などを行かう。

第7章 支部、部門及び委員会

- 第38条 本会は、地域的な観点から事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の 決議により、必要な地に支部を置くことができる。
 - 2. 本会は、本会が対象とする専門分野の観点から事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、必要な部門を置くことができる。
 - 3. 本会は、本会の適正な運営及び特定の事業を円滑に運営するために必要あるときは、 理事会の決議により、必要な委員会を置くことができる。

第6章 資産および会計

第37条 この法人の資産は次の通りである。

- 1. 財産目録記載の財産
- 2. 会費
- 3. 事業に伴う収入
- 4. 資産から生ずる果実
- 5. 寄付金品

出席とみなす。

これを保存する。

6. その他の収入

第38条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に 編入される資産で構成する。

運用財産は、基本財産以外の資産とする。ただし、寄付金品であって、寄付者の指定 のあるものは、その指定に従う。

- 第39条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入 するか、または、定額郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは 定期預金として、会長が保管する。
- 第40条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない事由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ主務大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。
- 第41条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入等運用財産をもって を弁する
- 第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決および総会の承認を受け、主務大臣に届け出なければならない。 収支予算を変更した場合も同様である。
- 第43条 この法人の決算は、会計年度終了後2個月以内に会長が作成し、財産目録及び 事業報告書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見書をつけ、理事会及び総会の 承認を受けて主務大臣に報告しなければならない。この法人の決算に差額が生じたとき は、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、 又は翌年度に繰り越すものとする。
- 第44条 収支決算で定めるものを除く外、新たに業務を負担し、または権利の放棄をしよう とするときは、理事会および総会の議決を経、かつ、主務大臣の承認を受けなければ ならない。借入金(その会計年度の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても 同様である。

第8章 資産及び会計

(事業年度) 第39条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了 するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2.前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間 備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款(を主たる事務所及び従たる事務所に、 社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち 重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施 行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日におけ る公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第5号の書類に記載するも のとする。

(剰余金の分配禁止)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(親族等に対する利益供与の禁止)

第44条 本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本会の役員若しくは社員又は これらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、 役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えること ができない。

(基金)

第45条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2. 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3. 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について社員総会の決議を 経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会 において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更ならびに解散

第46条この定款は、理事会及び総会において構成員の4分の3以上の議決を経、かつ、 主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第47条 この法人の解散は、理事会及び総会において構成員の4分の3以上の議決を経、 かつ、主務大臣の許可を受けなければならない。

第48条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において構成員の4分の3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を 有する公益法人に寄附するものとする。

第49条 この法人は、その主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名, 住所及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可, 認可等を必要とする事業を行う場合は, その許可, 認可等を受けていることを証する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

第9章 定款の変更及び解散 (定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解粉)

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を 経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号 に掲げる法人又は国若しくは地方公共国体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

(事務局)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により 行う。

第8章 補則

第50条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2. 事務局には, 事務局長及び所要の職員を置く。
- 3. 事務局長は, 理事会の同意を得て, 会長が委嘱し, 職員は会長が任免する。
- 4. 職員のうち専従の職員は、有給とする。

第11章 事務局

- 第51条 本会の事務を処理するため、事務局長等の職員をおく。
 - 2. 職員は会長が任免する。
 - 3. 職員は有給とする。
 - 4. 事務局長は別に定めるところにより事務局を統轄する。

第12章 補則

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

第52条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経てこれを定め、総会の承認を 受けるものとする。

附則

- 1. この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第12条の変更は昭和37年1月1日から適用する。
- 2. この定款変更の認可のあった日に在職する役員、評議員の任期は、第24条第1項の規定 にかかわらず昭和38年度の定時総会の終了の日までとする。

附則

(細則)

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. この法人の最初の代表理事は〇〇〇〇とする。
- 3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める 特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行つたときは、第40条の規定に かかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の 開始日とする。
- 4. この法人の最初の代議員は、本会の登記前日時点での特例民法法人計測自動制御 学会の計員とする。
- 5. この法人の最初の理事<u>および監事</u>は、本会の登記前日時点での特例民法法人計測自動制御学会の理事*および監事*とする。